

令和4年度 高知県内の児童相談所が受け付けた児童相談の状況等について【概要】

1 全体の状況

- 令和4年度に児童相談所（中央児童相談所、幡多児童相談所）が受け付けた相談件数は1,793件と、前年度より128件減少（前年度比93.3%）。

2 相談種別の状況

- 「養護相談」は971件と、前年度より27件の減少（前年度比97.3%）し、このうち「児童虐待通告・相談件数」は726件と、前年度より71件増加（同110.8%）した。
- 「障害相談」は653件と前年度より46件減少（前年度比93.4%）。
- 「非行相談」は73件と前年度より29件減少（同71.6%）。
- 「育成相談及びその他の相談」は96件と前年度より26件減少（同78.7%）。

3 虐待相談の状況

- 養護相談のうち「児童虐待通告・相談件数」は726件と、養護相談全体の74.8%を占めている。このうち年度内に「虐待と認定して対応した件数」は501件と、前年度より49件増加（前年度比110.8%）しており、平成12年度の統計開始以降で2番目の多さとなった。
- 「虐待の種別」では、心理的虐待が最も多く285件（構成比56.9%）、次に身体的虐待147件（同29.3%）、ネグレクト61件（同12.2%）。
- 「被虐待児の年齢別構成」では、0歳～学齢前までが209件と全体の41.7%となっており、次いで小学生が169件（構成比33.7%）と、小学生以下が全体の約75%を占めている。
- 「主たる虐待者」は、両親が最も多く212件（構成比42.3%）、次いで実母が156件（同31.1%）、実父が88件（同17.6%）など。
- 「児童相談所への通告経路」は、警察等が最も多く296件（構成比40.8%）、近隣・知人173件（同23.8%）、家族・親戚51件（7.0%）、学校等39件（同5.4%）、市町村機関37件（同5.1%）、など。
- 「一時保護を開始した件数」は333件と、前年度より32件減少（前年度比91.2%）し、このうち虐待による一時保護は151件と、前年度より31件増加（同125.8%）している。